

第 183 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 5 月 27 日(水) 午前 9 時 00 分～午前 11 時 00 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (15名) ※新型コロナウイルス感染症対応のため農業委員のみの出席とする

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次
15 番 藤 原 純 夫	17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 中 修

農 業 委 員 会 事 務 局 員 小 村 尚 史

5. 欠席委員(3名)

9 番 佐 伯 委 員 12 番 山 内 委 員 16 番 森 山 委 員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

議案第6号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	183回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。欠席者は3名、出席者は18名中15名です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、6番 内田委員、7番 藤原委員にお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第6号議案まで、順次行います。
事務局	報告第1号、農地の合意解約に関する届出についてを上程いたします。事務局説明して下さい。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和2年5月27日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,226㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。解約届出日・解約成立日・土地引渡時期 いずれも令和2年4月9日。解約の理由 現況が山林化しているため。 番号2、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,226㎡。賃貸人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成 358 番地 1。賃借人氏名 △△△△、住所 大呂590番地17。解約届出日・解約成立日・土地引渡時期 いずれも令和2年4月9日。解約の理由、現況が山林化しているため。 1番と2番は同じ農地ですが、○○○○さんから農事組合法人△△△△への利用権設定が転貸だったため、このような記載となっております。農事組合法人△△△△で集積しておりましたが、この度、合意解約がなされたものです。開催通知の後に取り下げがありましたので、開催通知の内容から変更がっております。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。現況が田という説明で現況が山林化しているという、複雑なことになっておりますけども、またこのあと同じものがでてきますので、局長から説明をいただきます。 次、議案第1号、非農地証明交付申請の承認についてを上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和2年5月27日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積1,453㎡他で合計1,601㎡。権利種別 非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由 昭和60年まで農地(転作田)として利用していたが、現在は山林及び原野化しているため。申請地は□□□□地区■自治会地内の農地です。現地調査につきましては、4月27日に□

事務局	□□□地区の農業委員、推進委員の方4名で実施しました。現地は、長年耕作されておらず、山林及び原野化しており、農地への復旧は困難と思われます。 番号2、農地の所在 □□□番。地目は登記簿/現況ともに田、面積1,226㎡。権利種別非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲番。非農地の事由 平成15年代の後半から利便が悪い為農地として利用を行っておらず、現在山林化しているため。申請地は□□□地区■●●自治会地内の農地です。現地調査につきましては、5月14日に□□□地区の農業委員、推進委員の方4名で実施しました。農事組合法人△△△さんで集積しておられましたが、合意解約がなされた、報告第1号の農地です。現地は、長年耕作されておらず、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。10番若槻委員。
10番	番号1について、10番若槻が補足説明させていただきます。先ほど事務局より説明がありましたように、4月27日、4名で現地確認を行いました。□□□が、この非農地証明の申請が出ている現地でございます。現地は、笹または淡竹ですかね、背の低い竹がしげっておりまして、耕作を再開されるのは無理ではないかと思いました。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。非農地証明です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番濱田委員。
11番	番号2について、11番濱田が補足説明させていただきます。 報告1号にあった農地でございます。■●●地内の、□□□がでございますけれども、その下を通りまして2～300m上がったところの右側に、○○○さんの自宅がございます。圃場につきましては、その自宅周辺にある農地でございます。5月14日に現地調査を行いましたけれども、完全に山林化している、田圃へ通う道もない状態になっているということで、耕作は無理だな、と確認したところでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号2について質疑に入ります。非農地証明です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号2について可とすることに決しました。

議長	この場合、地目のところで、現況田といつも言っているわけですけど、現況は田だけれども、現況を見たときは山林化しているというのはなかなか矛盾したところがありますが、それはそういう方向で行く方がいいのかどうか、また県の方に聞いてみておいてください。
事務局	確認いたします。
議長	次、議案第2号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、下記農地の非農地通知に対する承認について意見を求める。令和2年5月27日提出 奥出雲町農業委員会会長。 非農地判断の案件です。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積2,699㎡他で合計3,337㎡。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。調査年月日は、システムの都合上、これまでと同様に、令和元年10月30日に統一させていただいています。 昨年の農地パトロール、荒廃農地調査において、B判定のうち、非農地判断をしたもので、今月10日までに所有者に承諾書をいただいた荒廃農地です。なお、転用案件、賃貸借の設定があるもの、写真がなかったものは除いています。 今回、承認をいただければ所有者と、法務局、役場税務課へ非農地通知をいたします。また、こちらの方の地目も先ほどの議案第1号と同じく、現況を田と表記しておりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。この案件については担当委員がございませんけれども、議案第2号番号1について質疑を行います。
13番	承認されましたら通知は本人さんに行きますか。
事務局	総会で承認をいただいたものにつきましては、本人さん、亡くなっておられれば所有者の名義の方は承諾をしていただいた方になります。その方と、法務局と、税務課等へ通知をいたします。
13番	今までも全部通知は行っているわけですね。
事務局	今までのものになりますが、まだ送れていない状況でございますので、早急に対応いたします。
13番	よろしく願いいたします。
議長	他にございませんか。承認することに意義ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって、議案第2号番号1について承認することに決しました。

議長	次、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年5月27日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑、面積10㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的 墓地、施設等 墓地。転用理由は、現在の墓地は遠隔地にあり管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、令和2年2月28日に県の同意を得ています。 転用申請地一帯は、昭和51年度から昭和60年度において、県営□□□□(第1工区)地区ほ場整備事業が実施されていることから、第1種農地として判断いたしました。 許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。5番勝田委員。
5番	番号1について5番勝田が補足説明させていただきます。申請人の○○○○さんは■■■■自治会の方でございます。自宅につきましては、□□□□でございます。今度申請されました自宅の横に墓地を申請したいということで、確認をいたしまして、近隣の皆様から承諾を得た、ということでございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
事務局	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年5月27日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田、面積303㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的 露天駐車場。施設等 駐車場。転用理由、■■■■のための駐車場が不足しているため、申請地を露天駐車場としたい。除地につきましては令和2年2月28日に県の同意を得ています。対価につきましては無償です。 おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地として、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
15番	番号1について15番藤原が補足説明させていただきます。昨年の10月24日の第176回総会時に承認をいただきました、農地の除外申請に伴うものでございます。□□□□の下に、△△△△がございます。■■■■、ちょうど△△△△さんの真下になりますところに○○○○さんの頃合いの田がございます、この水田を譲り受けられまして、駐車場とされるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年5月27日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,582㎡他で合計3,830㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年8か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号2、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,147㎡他で合計2,081㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年8か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号3、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,168㎡他で合計1,802㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年8か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号4、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積850㎡他で合計5,728㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年8か月、使用貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,258㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432

事務局	番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年8か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号6、農地の所在 □□□□外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,117㎡他で合計2,818㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年8か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号7、農地の所在 □□□□番外5筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,316㎡他で合計7,749㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年8か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号8、農地の所在 □□□□番外16筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,582㎡他で合計20,538㎡、内容は転貸です。利用権を設定する者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年8か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。公益財団法人しまね農業振興公社から転貸を受けるもので、賃貸借に係るものです。 番号9、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積850㎡他で合計5,728㎡、内容は転貸です。利用権を設定する者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年8か月、使用貸借です。公益財団法人しまね農業振興公社から転貸を受けるもので、使用貸借に係るものです。 番号10、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,786㎡他で合計3,768㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米45kgです。 番号11、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2,805㎡他で合計8,759㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり9千円です。 番号12、農地の所在 □□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,374㎡他で合計6,169㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号13、農地の所在 □□□□番外5筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,102㎡他で合計7,092㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米45kgです。
-----	---

事務局	番号14、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積3, 586㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米45kgです。 番号15、農地の所在、□□□□番外5筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積595㎡他で合計7, 797㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。 番号16、農地の所在 □□□□番外27筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 294㎡他で合計46, 652㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり9千円です。 番号17、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 201㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり9千円です。 番号18、農地の所在 □□□□番外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1, 367㎡他で合計6, 125㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり9千円です。 番号19、農地の所在 □□□□番外57筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 786㎡他で合計92, 149㎡。内容は転貸です。利用権を設定する者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年8か月、賃借料につきましては、10a当たり9千円、また玄米30kg並びに45kgです。公益財団法人しまね農業振興公社から転貸を受けるものです。 番号20、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積631㎡他で合計2, 038㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は8年10か月、賃借料につきましては、総額玄米90kgです。 番号21、農地の所在 □□□□番外2筆、地目 登記簿/現況ともに田または畑。面積1, 952㎡他で合計4, 000㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は8年10か月、賃借料につきましては、総額2万2千500円です。 番号22、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田。面積3, 085㎡他で合計6, 225㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は8か月、賃借料につきましては、総額2万円です。
-----	---

事務局	番号23、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田。面積2, 201㎡他で合計3, 848㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、賃借料につきましては、10a当たり1万5千円です。 番号24、農地の所在 □□□□番外3筆、地目 登記簿/現況ともに田。面積1, 825㎡他で合計5, 536㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては、10a当たり1万円です。 番号25、農地の所在 □□□□番外10筆、地目 登記簿/現況ともに田。面積479㎡他で合計15, 231㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃借料につきましては、総額玄米750kgです。 番号26、農地の所在 □□□□番、地目 登記簿/現況ともに田。面積1, 300㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名、○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米60kgです。 番号27、農地の所在、□□□□番外4筆、地目 登記簿/現況ともに田。面積3, 294㎡他で合計10, 999㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃借料につきましては、10a当たり1万円です。 番号28、農地の所在 □□□□番外1筆、地目 登記簿/現況ともに田。面積3, 227㎡他で合計7, 319㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年11か月、賃借料につきましては、10a当たり3千円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 なお、開催通知の後に取り下げがありましたので、通知内容から変更があります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1から番号9について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。13番宇田川委員。
13番	13番宇田川が補足説明させていただきます。 番号1について、まず○○○○さんでございますけれども、■■■■で生活をしておられます。この度、公益財団法人しまね農業振興公社の方へ出すということでございます。後から出てきますけれども、公益財団法人しまね農業振興公社から新しくできました△△△△の方に転貸する案件が続きます。場所でございますけれども、□□□□のところでございます。 番号2について、○○○○さん、これも同じ谷の少し上あたりのところでございます。これも同じ公益財団法人しまね農業振興公社を通して転貸する案件でございます。いずれもこの辺りの急傾

13番	斜地のところでございます。 番号3について、〇〇〇〇さん、■■■■ですが、定年をされまして、こちらの実家の方に帰って暮らしておりまして、自治会の役員等しておられた方でございます。場所は□□□□でございます。これも超がつくほどの急傾斜地でございます。 番号4について、〇〇〇〇さん、場所が2箇所に分かれておりまして、最初の□□□□番でございますが、●●●●という谷でございます。そこの一角が□□□□番代の3枚の田圃でございます。現在、この方も■■■■へ移転しておられまして、故郷に田圃があるわけですが、これも転貸で△△△△の方へ行くことになっております。 下2つ、▲▲▲▲番代の田圃2枚は、□□□□地内の■■■■集落というところがございます。この度公益財団法人しまね農業振興公社を通して△△△△の方へ転貸するということになっております。 番号5について、〇〇〇〇さん、■■■■で移転されて故郷に土地が残ったところでございまして、同じ、先ほど申し上げました●●●●の一角にある土地でございます。これも公益財団法人しまね農業振興公社を通して△△△△が作られるということになった案件でございます。 番号6について、〇〇〇〇さん、これは先ほどの番号4番号5とほとんど同じ場所でございますが、昨年度までは〇〇〇〇さんが作っておられましたけれど、高齢化、あるいは機械が古くなったということで、新しくできた△△△△の方へ作っていただく、という案件でございます。 番号7について、〇〇〇〇さん、これは□□□□集落にあるところでございまして、〇〇〇〇さんの家の前にある田圃で、向こうの方に出られましたけれど、受託に出したりいろいろなことをして耕作ほどはしておられたわけですが、今回△△△△を期に、公益財団法人しまね農業振興公社を通して譲る、という案件でございます。 番号8について、先ほどから説明しておりますように、公益財団法人しまね農業振興公社から△△△△に転貸するわけですが、この度、△△△△を設立されました。最適化推進委員の△△△△さんが中心になられまして、その力を十分に発揮されまして、その根本になるのが□□□□の営農組合がございまして、ここのメンバーが△△△△をつくりまして、作業の受託あるいは米の販売等ができるような体制に持っていくということで、営農組合はそのまま残しながら△△△△を別につくってやるということでございまして、まだ60代の方々が頑張っているということで、ますます発展するようと思っています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1から番号7について一括質疑に入りたいと思います。先ほど説明がございましたように、△△△△の設立に合わせての集積案件でございます。質疑ございませんか。
1番	合同会社とは。
事務局	合同会社というところでございますが、農事組合法人であるとか有限会社とかあるわけですが、農地所有適格法人の要件の中に、合同会社という形式でもよろしいということで、この度、△△△△については合同会社という形をとられたということでございまして、合同会社ということであって利用集積に制約を受けるということではないということで、こちらとしましては定款ですとか提出していただいておりますので、そこところは集積をされる法人さんのお考えという部分が大きいとおもいます。
1番	合同会社と法人の一番の違いを分かりやすく。初めて合同会社というのが出てきましたので。
議長	有限会社というのは経営者がいる普通の会社、合同会社というのは社員が合同で経営をする、そういう違いではないかと私は理解しておりますが。

13番	営農組合さんの方々に合同会社を作るという形でございますので、組合員が同じ会社員というように形を取られた。□□□□営農組合、□□□□、名前が2つあるかんじで。□□□□は販売もできるし受託もできる形にやられる、機械そのものは営農組合のものを借りて耕作をされるという形だということです。
1番	法人登記はしてあるのか。
議長	定款のなかにお米の販売をしても良いとか書いてあると思いますけれど、要するに資格者の構成のことだと思います。資本金を出したほどでやれる会社と合同で誰もが資格を持ってやる会社、集落営農の延長線のような会社です。
川西	認定農業者を担当しているということで答えさせていただきますと、いわゆる今の中話の中で法人格を持つという話ですが、一般的に個人ではないですよという話なんですけれども、大きいのは株式会社、有限会社、小さくなりますと今の合名会社とか、合同会社とか、すべて法人を持っていってしゃる法人格になります。 後は、それぞれの会社の資本、役員、構成の仕方によって名前が違ってくるというお話だと思います。すべてがすべて法人格になる、農業法人ですね、もっと言えば農地所有適格法人になられて、認定農業者として活躍していただくと。次に、中山間の個人調定に入っていただいて、ご自分の地区を中心として担い手として将来集積を広げていっていただくというようなスタイルで奥出雲町は考えております
1番	これまで農事組合法人ばかり出ておりましたところに合同会社を設立されるということです、その一番大きな違いがわからない。これまで農事組合法人と集落営農ばかりで進められて、そこへ合同会社という新しい方法でやられる。そのいちばん大きな違い、メリットでもないですけど、やりかたが簡単とか難しいとかそういう違いですね。なにかあれば、これからもそういう方向でやられる集落営農とか組織たくさん増えてくるとおもいます。
川西	メリットでございますが、株式会社にするよりもハードルが低い、営農組合の延長線という話でイメージしていただければなと考えております。
議長	他にございませんか。 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1から番号7について承認することに決しました。 次、議案第5号番号8から番号9について質疑に入ります。先ほどから論じておりますように、合同会社佐白米へ転貸をする案件でございます。 質疑ございませんか。 (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号8から番号9について承認することに決しました。

議長	次、議案第5号番号10から番号19まで、■■■■職務代理と交代いたしますのでよろしくお願いいたします。
代理	今、お話がございました議案第5号番号10から番号19まで、■■■■でございますので、ここで議長を交代し進行させていただきます。 議案第5号番号10について、担当委員の補足説明をお願いいたします。8番松原委員。
8番	番号10について8番内田が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんの自宅でございますが、□□□□自治会の■■■■という集落が6件くらいございますが、その中であります。▲▲▲▲という集落がございます。その中の一角が〇〇〇〇さんのお宅でございまして、△△△△にお願いをされた。〇〇〇〇さんは高齢ということで、農業ができないということでお願いをしております。なんら問題ではないと思っておりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
代理	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号10について承認することに決しました。 次、議案第5号番号11について担当委員の補足説明をお願いいたします。6番内田委員。
6番	番号11について6番内田が補足説明させていただきます。場所は□□□□の■■■■自治会ということになりまして、〇〇〇〇さん宅は●●●●という地区になります。▲▲▲▲に現地の圃場がございます。いままで△△△△が何年も作っておられまして、今回農業公社の方に集積してという形で出ておりまして、きちんと管理されていて何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
代理	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号11について承認することに決しました。 次、議案第5号番号12について担当委員の補足説明をお願いいたします。17番渡部委員。
17番	番号12について17番渡部が補足説明させていただきます。この農地は、□□□□地区■■■■自治会にある農地でございまして、●●●●の近くにある農地でございます。地主の〇〇〇〇さんは現在入院をされておられまして耕作ができない状態にあります。近くの農地を耕作されておられる△△△△さんをお願いする内容でございまして、水利等も整備されております。問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。公益財団法人しまね農業振興公社を通して

17番	△△△さんに転貸する内容でございます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
代理	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号12について承認することに決しました。 次、議案第5号番号13について担当委員の補足説明をお願いいたします。2番安部委員。
2番	番号13について2番安部が補足説明させていただきます。この田圃は□□□□の■■■■地内でございます。●●●●が現地でございます。 近くで△△△さんが作っておられたという関係もありますし、〇〇〇〇さんも高齢になってなかなか耕作ができないということから、願いをされた案件でございます。何ら問題ないと認識しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
代理	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号13について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号13について承認することに決しました。 次、議案第5号番号14について担当委員の補足説明をお願いいたします。9番佐伯委員は欠席でございますので、事務局お願いいたします。
事務局	番号14と番号15について、先ほど事務局から説明させていただいた内容にはなりますが、期間は6年8ヶ月ということで、令和8年12月31日までということになります。賃借料につきましては10a当たり、番号14は玄米45kg、番号15は玄米30kgと異なるところはございますが、公益財団法人しまね農業振興公社を通じて△△△△へ転貸されるというものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
代理	事務局の補足説明が終わりました。議案第5号番号14から番号15について一括質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号14から番号15について承認することに決しました。

代理	次、議案第5号番号16から番号17について担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
15番	番号16から番号17について15番藤原が補足説明させていただきます。 番号16について、□□□□地区○○○○さん個人所有の、28筆・46, 652㎡を、公益財団法人しまね農業振興公社との利用権設定を行うものでございます。 番号17について、□□□□地区の中心、小学校・公民館・郵便局・駐在所などがござい、 ■■■■自治会の、○○○○様宅前の水田でござい。 以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
代理	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号16から番号17について一括質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号16と番号17について承認することに決しました。 次、議案第5号番号17について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号17について承認することに決しました。 次、議案第5号番号18について事務局の補足説明をお願いいたします。
事務局	番号18について、□□□□、代わりまして事務局が補足説明させていただきます。説明が重複いたしますが、期間は6年8ヶ月ということで、令和8年12月31日までということになります。賃借料につきましては10a当たり、9, 000円でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
代理	事務局の補足説明が終わりました。議案第5号番号18について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号18について承認することに決しました。 次、議案第5号番号19について、転貸でございますので、一括質疑に入りたいと思います。
事務局	10a当たりの賃借料の表記でございますが、58筆の中、それぞれに9, 000円の方、玄米30kgの方、玄米45kgの方、と3通りございますので、併記をさせていただきました。

代理	質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号19について承認することに決しました。 次、議案第5号番号20から番号21について担当委員の補足説明をお願いいたします。10番若槻委員。
10番	番号20から番号21について10番若槻が補足説明させていただきます。 受け手側の△△△△さんは、■■■■自治会の方で、先ほど非農地通知のところで説明いたしましたが、□□□□が△△△△さんのお宅であります。 番号21について、この○○○○さんからお借りする圃場は、その町道の方に入りまして2つ並んでおります。畑の方は△△△△さんのお宅の後ろにございます。 番号20について、○○○○さんの分でございますが、■■■■自治会□□□□に3ヶ所点在しております。 説明の順番が間違ったようでして、訂正させていただきます。 この2件とも土屋和洋さんが以前より作っておられましたけれど、今回改めて利用権設定を出したものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号20について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号20について承認することに決しました。 次、議案第5号番号21について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号21について承認することに決しました。 次、議案第5号番号22について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番濱田委員。
11番	番号22について11番濱田が補足説明させていただきます。○○○○さん△△△△さんともに■■■■自治会の方でございます。□□□□に○○○○さんの自宅がございます。圃場についてはその前に位置する圃場でございます。○○○○さんの方、●●●●「今年は耕作をやめますわ」と言っておられたましたんですけれども、たわを挟んで向かい側の△△△△さんの方、飲食店のオーナーでございまして、こちらの方も休業中ということで「多少時間があるし、僕が作ってあげますわ」ということで、今年だけは△△△△さんにお問い合わせをするという案件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号22について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号22について承認することに決しました。 次、議案第5号番号23について担当委員の補足説明をお願いいたします。9番佐伯委員は欠席でございますので、事務局をお願いいたします。
事務局	番号23について、事務局が補足説明させていただきます。これにつきましては、期間は3年、令和5年の4月までということでございます。10a当たりの賃借料は15,000円という内容の再設定でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号23について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号23について承認することに決しました。 次、議案第5号番号24から番号25については、私の説明案件でございます。 番号24について、■■■■自治会という集落でございます。その入りかけの常会でございますけれども、〇〇〇〇さんの田圃を、再設定でございますが、隣の△△△△さんが以前から作っておられまして、それを再契約でやる、という案件でございます。5年間、10,000円で、ということでございます。 番号25について。〇〇〇〇さんでございますが、□□□□の■■■■沿いに田圃が並んでおりますけれども、今度、次期やられるのが△△△△さんでございますが、退職をされまして、集落の方で頑張っているいろいろな事業をやる、意欲的に取り組んでおられまして、〇〇〇〇さんも病気をした関係上、△△△△さんをお願いをする、これは新規でございますけれども、そういう案件でございます。賃借料の総額は玄米750kgでございます。4年11ヶ月だけやらせていただくという申請が出ております。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 補足説明が終わりました。議案第5号番号24について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号24について承認することに決しました。 次、議案第5号番号25について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号25について承認することに決しました。 次、議案第5号番号26から番号28について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。
15番	番号26から番号28について15番藤原が補足説明させていただきます。 番号26について、■■■■集落の△△△△さんとの再設定でございます。□□□□に位置する田圃でございます。ずっと昔からの、○○○○さんと△△△△さんとの再契約でございます。 番号27から番号28について、いずれも同じ方の契約でございますけれども、10a当たりの賃借料が違っておりますので、別々に記載をされているところでございます。■■■■常会でございます。 番号27について、■■■■集落に、●●●●というのがございます。●●●●の前に広がる、立派な圃場整備済みの水田でございます。いずれも再設定でございます。 番号28について、今申し上げました●●●●の少し上の方から□□□□にあるのが28番の水田でございます。○○○○さんと、認定農業者の△△△△さんでございますが、上隣り下隣りの間でございまして、いずれも再設定でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号26について質疑に入ります。再設定です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号26について承認することに決しました。 次、議案第5号番号27から番号28について同じ人でございますので一括質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号27から番号28について承認することに決しました。 次、議案第6号、奥出雲町農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。担当の方をお願いいたします。
小村	議案第6号「奥出雲町農業振興地域整備計画の変更理由書」の資料をご覧ください。今回2通りご用意させていただいております。「除外」と「用途区分変更」の2種類でございます。始めに「除外」からご説明させていただきます。4ページ5ページをご覧ください。こちらが今回申請があった一覧でございます。全部で23件、26筆、面積8,330㎡が今回の申請内容です。この申請のうち、整理番号8番、18番につきましては追認でございますので、よろしくお願い申し上げます。 番号1、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積179㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画

小村	者 ○○○○、除外の理由 駐車場です。 番号2、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積718㎡うち事業面積289㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 奥出雲町長 勝田 康則、除外の理由 貯水槽です。 番号3、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積33㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、除外の理由 宅地拡張です。 番号4、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積96㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 資材置場です。 番号5、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積371㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、除外の理由 資材置場です。 番号6、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積1,251㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 資材置場です。 番号7、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積498㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 駐車場です。 番号8、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積333㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、除外の理由 進入路・車庫・倉庫です。 番号9、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積121㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、除外の理由 進入路です。 番号10、土地の所在 □□□□番うち事業面積9㎡、地目は田、面積340㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 携帯電話無線基地局です。 番号11、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積80㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 宅地拡張です。 番号12、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積446㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 進入路です。 番号13、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積45㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 植林です。 番号14、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積170㎡うち事業面積10㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、除外の理由 墓地です。 番号15、土地の所在 下阿井374番1、地目は田、面積2417㎡うち事業面積10㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、除外の理由 墓地です。 番号16、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積214㎡うち事業面積109㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、除外の理由 倉庫です。 番号17、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積789㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 駐車場です。 番号18、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積1,030㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 工場用地・駐車場です。
----	--

小村	番号19、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積1,508㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 奥出雲町長 勝田 康則、除外の理由 平屋・駐車場です。 番号19、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積222㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 奥出雲町長 勝田 康則、除外の理由 駐車場です。 番号20、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積417㎡、事業面積236㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 奥出雲町長 勝田 康則、除外の理由 貯水槽です。 番号21、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積556㎡うち事業面積10㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、除外の理由 墓地です。 番号22、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積178㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 ■■■■・駐車場です。 番号22、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積219㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 ■■■■・駐車場です。 番号23、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積1099㎡うち事業面積9㎡、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、除外の理由 墓地です。 以上です。詳細につきましては、次のページ以降に、要件確認表・位置図・土地利用計画図を添付しておりますのでそちらをご覧ください。 変更要件確認表の①農用地以外に代替すべき土地の有無、②集団化、農作業の効率化等への支障、③担い手に対する農用地利用集積の支障、④法第3条第3号の施設への影響、⑤土地改良事業との関係については以下の通りです。 番号1について、①■■■■の駐車場にしたい。町道に隣接しているため、■■■■の駐車場として適している。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号2について、①消防水利が不足しているため、耐震性貯水槽を設置したい。耐震性貯水槽40㎡型の設置に適していたため、申請地を選定した。周辺は農地と公衆用道路しかなく適切な用地の確保が困難であり、地元自治会との協議結果申請用地となった。②申請地は、道路に隣接した農地であり、必要最低限面積での除地であるため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤団体営農村基盤総合整備事業 ■■■■地区。 番号3について、①宅地への駐車乗入について狭隘であるため申請地を宅地と同一の高さにし、併せて駐車スペースを確保したい。②申請地は、宅地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号4について、①申請者は申請地の隣接住居を購入予定であるが、現住所地にある資材を運ぶには手狭なため、申請地を資材置場として利用したい。隣接住居と一体的に利用するため、申請地以外に適地はない。②申請地は、宅地と道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区
----	--

小村	による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号5について、①資材置場として利用したい。道路沿いで耕作地の中心にあるため、資材置場として活用しやすい。また仮設小屋の設置や、材木等の資材置場として活用したい。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤県営地域開発関連圃場整備事業 ■■■■地区 第一工区。 番号6について、①資材置場として利用したい。牛のえさやWCS用稲の置場として活用したい。該当地以外に自己所有地がなく、他に代替する土地はない。②申請地は、宅地と道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号7について、①■■■■の駐車場として利用したい。■■■■には駐車場がなく□□□□、路上又は農地進入路に駐車している。又■■■■の土地には□□□□車両の進入ができず■■■■の管理、■■■■で車の利用ができない。申請地は■■■■の隣接地であり、■■■■の敷地と一体として使用できるため他に代替する土地はない。②申請地は、神社と道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤県営圃場整備事業 ■■■■地区。 番号8について、①車両と農機具が入る倉庫と、進入路を整備したい。自己所有の土地で自宅付近の土地が農地しかないため、代替する土地はない。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。備考、追認。 番号9について、①作業道、資材置場として利用したい。湧き水等で耕作していたが、境界問題による溜池の崩壊や圃場整備等により湧き水も出なくなった。農具置場に隣接しており、作業道として最適地である。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号10について、①申請地周辺と主要道路における電波状況の対策をするため、△△△△携帯電話無線基地局を設置する。周辺は住宅、山林、耕作中の農地であり、施工性等も含め検討した結果、1か所で見通しが確保できる施工可能な場所は当申請地以外に選定できなかった。②申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は9㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号11について、①土地所有者より申請地を買受け、申請地に隣接する転用事業者所有の宅地と一体的に造成したうえで、申請地を庭として転用したい。②申請地は、宅地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号12について、①墓地及び畑への進入路を整備したい。現在車が入らない為、車が入るようにしたい。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障
----	---

小村	はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号13について、①道路に面した傾斜地にあり、耕作が困難である為、植林をしたい。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号14について、①現在の墓地を住宅周辺へ移転したい。住宅周辺の非農地を検討したがない。自己所有地以外も検討したが適地はなく、申請地以外に適地はない。②申請地は、宅地に隣接した畑であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、農事組合法人が管理・耕作をしているが、申請地は農地集積対象外の農地であり支障はない。④該当施設に影響はない。⑤県営圃場整備事業 ■■■■地区 第三工区。 番号15について、①現在の墓地は遠方の山中にあるため、住宅周辺へ移転したい。住宅周辺で住民の同意が得られるところを、探した結果、申請地が最適であると判断した。②申請地は、道路に隣接した農地であり、必要最低限面積での除地であるため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤県営圃場整備事業 ■■■■地区 第一工区。 番号16について、①住宅に隣接する農地を倉庫として利用したい。計画地周辺に代替となる非農地がなく、宅地に隣接しており、申請地以外に適地はない。②申請地は、宅地に隣接した畑であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号17について、①駐車場を増地したい。工場人員が現60人から110人へ増員のため、30台分を充填したい。申請地は現在の駐車場の隣地であり、他に適地はない。②申請地は、駐車場に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤土地改良総合整備事業 ■■■■地区。 番号18について、①工業用地と駐車場として利用したい。平成3年より申請の土地(642 m²)を借用し、工業用地として使用してきたが、今回工業用地と駐車場として申請の土地の一筆(1030 m²)を購入対象とした。現工場の隣地であり、642 m²はすでに工業用地として使用している。残りの土地について、従業員増員による駐車場と来客駐車場として利用したい。現工場の隣地であり、申請地以外に適地はない。②申請地は、宅地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。備考、追認。 番号19について、①駐車場と多目的ホールや会議室、トイレを設けた平屋を整備する。現在、駐車場が■■■■で9台分しかなく、土日や祝祭日を含む連休や紅葉時期に満車となっている。また、多いときには路上駐車や駐車場待ち車両で近隣の交通に支障をきたしている。駐車場を整備し周辺環境の安心・安全の確保する。また、もともとが■■■■として整備されたこともあり、地元住民と客とがふれあえるスペース、トイレ等周辺環境の整備がなされていない状況にあるため、本事業の実施により地域住民との交流の場として地域活性化を図る。申請地は直売所の隣地であり、付近には農地以外で事業目的を果たすことができる用地がないため、申請地以外に適地はない。②申請地は、宅地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、農事組合法人が管理・耕作をしているが、申請地は農地集積対象外の農
----	---

小村	地であり支障はない。④該当施設に影響はない。⑤町単独事業。 番号20について、①消防水利が不足しているため、耐震性貯水槽を設置したい。耐震性貯水槽40m³型の設置に適していたため、申請地を選定した。周辺は農地と公衆用道路しかなく適切な用地の確保が困難であり、地元自治会との協議結果申請用地となった。②申請地は、道路に隣接した農地であり、必要最低限面積での除地であるため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号21について、①現在の墓地は山の中で遠方にあり、住宅周辺に移転したい。住宅周辺の非農地を検討したが墓地設置に適した土地がない。また、自己所有以外の土地についても検討したが、地権者の理解が得られなかった為、申請地以外に適地はない。②申請地は、宅地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号22について、①■■■■■を移転したい。現在■■■■■は山の中腹にあり、■■■■■が急勾配で、■■■■■の高齢化により■■■■■の実施が困難となった為、移転を考えている。申請地は■■■■■沿いにあり、平坦地で勾配もない。■■■■■沿いであるがバスの運行、除雪の障害にもならない。申請地は生産性も低く、施設住宅農地への影響もない。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号23について、①現在の墓地は山の中で遠方にあり、住宅周辺に移転したい。住宅周辺の非農地を検討したが墓地設置に適した土地がない。また、自己所有以外の土地についても検討したが、地権者の理解が得られなかった為、申請地以外に適地はない。②申請地は、道路に隣接した農地であり、必要最低限面積での除地であるため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 引き続き「用途区分変更」についてご説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。こちらが今回申請のあった一覧です。3件・3筆・面積346m²となっております。 番号1、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積182m²、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、変更の理由 農業用施設用地です。 番号2、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積649m²うち事業面積140m²、土地所有者 ○○○○、事業計画者 ○○○○、変更の理由 農業用施設用地です。 番号3、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積798m²うち24m²、土地所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、変更の理由 農業用施設用地です。 変更要件確認表の②集団化、農作業の効率化等への支障、③担い手に対する農用地利用集積の支障、④法第3条第3号の施設への影響については以下の通りです。 番号1について、②申請地は道路に隣接した農地であり、今回の事業計画は最小限の計画であり農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。
----	--

小村	番号2について、②申請地は道路に隣接した農地であり、今回の事業計画は最小限の計画であり農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。 番号3について、②申請地は道路に隣接した農地であり、今回の事業計画は最小限の計画であり農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。 以上が今回の除外と用途区分変更です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当課の説明が終わりました。議案第6号奥出雲町農業振興整備計画の変更について、勝田町長から意見を求められるものであります。目を通していただいて、それから質疑に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 質疑ございませんか。地域番号C-3整理番号19■■■■の案件でございますけれども、これは奥出雲町長が事業者になっておりますが、書類を見ますと■■■■の駐車場みたいなかんじですけれども、この「平屋駐車場」というのは。普通の駐車場ならわかりますけれども、平屋を建てて一般客の、平屋造りの駐車場を造るという意味でしょうか。
小村	こちらについてですが、27ページに申請の位置図、50ページに土地利用計画図がありまして、この土地にどのようなものが建築予定か書いてあります。左側に多目的ホール、スロープ、トイレ、会議室等を建てる予定です。場所は、■■■■の直売所の隣、■■■■手前側です。
議長	駐車場と施設もあるということですね。除外の理由のところへ、建物がある場合は施設の名前みたいなものが入っていたほうがいいじゃないかなと思います。他にございませんか。 議案第6号奥出雲町農業振興整備計画の変更について、除外と用途区分変更、この2点について承認することに意義ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号、議案第6号奥出雲町農業振興整備計画の変更について承認することに決しました。 以上、上程いたしました議題はすべて終了いたしました。その他について事務局お願いいたします。
事務局	事務局から、その他についてお話をさせていただきます。 ○農業委員会委員の任命について 任期満了による任命ですが、臨時議会が5月15日金曜日に開会され、議会の同意を求めるため議案を上程いたしました。18名の方、全員、議会同意が得られましたので、ご報告いたします。また、ご本人様に、議会同意が得られた旨を文書で連絡しております。 ○7月の総会の許可申請書締切について 7月19日までが任期のため、7月の総会は任期中に開催したいと考えております。そのため、通常ですと許可申請書の締切を10日としていますが、7月の総会については6月末で締め切らせていただきます。

議長	○「農地機構だより」について お手元に第19号を配付いたしました。 ○「組織形態の種類と概要」について 議案第5号の審議において「合同会社」について質問がありましたので、とりいそぎ組織形態の比較表として配付いたしました。 以上で総会を終わりたいと思います。次回の農業委員会は6月24日(水)の予定です。
----	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 6番 ⑩

議事録署名委員 7番 ⑩